

平成29年度鳥取県環境影響評価審査会（第2回）

日 時 平成29年6月30日（金）

午前10時から正午まで

場 所 鳥取県庁議会棟 特別会議室

- ・議事に先立ち、資料確認、及び事務局から鳥取県環境影響評価条例45条第2項に定める審査会の定足数である半数以上（委員数12名中8名）が出席であることを報告。
- ・非公開事項がないことを事務局から説明し、委員了解のうえ、公開で進めることを決定してから審議に入った。
- ・事務局から資料1を用いて前回審査会における質疑概要等を説明した。

第1回審査会後に出された意見・質問等について事務局から資料2を用いて提示し、それぞれについて事業者から見解の説明を受けた後、委員による質疑を行った。以下内容

○事務局

それでは、事務局側から、まず、総括的事項についていただいた意見等を御紹介させていただきます。資料2をごらんください。番号1から5まで、5件ございます。

まず1つ目、地元住民には事業について可能な限り説明等を実施し、信頼関係を築くよう努めてほしい。また、その際の地元の要望等はしっかりと受けとめてほしいということで、提案をいただいた審査会委員さんからは時期的にも早ければ早いほどいいだろうというコメントを付していただいておりますし、生の声を大切にしてほしいということでございました。

また、2番目、地元住民が大切にしている環境資源を、地元へのヒアリングを含め把握し、適切に配慮してほしいということでございます。こういった地元が大切にしている地域の宝といったものは資料に出てこないこともあるので、適切に把握し、配慮していただくようお願いしたいということでございます。

また、3番でございます。事業予定地は周辺を取り囲むように住居が存在しています。配慮書における予測、評価を踏まえた今後の具体的な配置設定の現段階での進め方、考え方について確認させていただきたい。例えば、最低限確保すべき住居との距離とかをどのように考えておられるのかということです。また、方法書においてはそういった検討の経過

というのは詳細に記載することとしていただきたいという意見です。

4番目、環境影響の回避、低減の手法として、配慮書の中では配置を検討することという表現が多数あったかと思うのですが、そのみでは十分な回避、低減が見込めない場合について、風車の出力や基数の削減というのも検討対象として含まれるのかといったところを確認させていただきたいというものです。

5番目が、事業実施予定地域のA地区、B地区に挟まれるところに集落があります。ここについては、A地区、B地区両方に風車が建設された場合、複合的な環境影響を受けるというおそれがあると思います。こういったことを踏まえて、適切な手法で予測、評価が実施されることが必要だと思しますので、意見として述べさせていただきます。

まず、総括的事項について、以上でございます。

○事業者

ありがとうございます。

それでは、基本的に事業者での自然電力から回答しまして、部分的には中外テクノさんのほうから回答させていただきます。

では、担当の鷲見から回答させていただきます。

○事業者

では、御質問事項の1点目からお答えさせていただきます。

まず1点目ですけれども、これまで区長等とコミュニケーションをとってまいりましたが、方法書段階からは方法書に関する住民説明会を開催いたしますので、住民説明会と今後の環境影響評価において周辺住民の皆様と十分にコミュニケーションをとって、円滑にこちらのアセスメントを進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目、地元が大切にしている環境資源についてですけれども、例えば景観のほかにも地元固有の環境資源がございますので、そちらについてのヒアリングも今後、方法書作成において検討していきたいと考えています。

続いて、3点目ですけれども、騒音及び超低周波音に係る重大な影響の回避または低減のために、民家と風車の設置位置との離隔距離が500メートル以上となるよう検討する方針です。また、ほかの環境項目への影響についても回避または低減するための詳細設計を今後検討してまいります。方法書においては風車の設置想定位置及び想定規模、機種を

記載する予定です。

4点目の御質問事項に関してですけれども、各環境項目の影響で総合的に調査及び予測した上で重要な影響を回避できない場合には、風車の規模、出力等の規模、基数の削減等の事業計画の見直しは行ってまいります。

○事業者

5番目のA地区、B地区に挟まれた地域の騒音、低周波についての影響についてですが、こちらのほうは、予測の評価時におきましてA地区、B地区それぞれのブレードと申しますか、風力発電機からの影響を当然重ね合わせて計算いたしまして、影響のほうを予測、評価してまいります。また、ちょっとここにはないのですけれども、景観のように、間の地域では片方しか見れませんけれども、逆に、A地区、B地区の外側から重複して見れるような項目というのもございますので、そちらのほうはそちらのほうで、また別の観点で重ね合わせて複合的な影響を予測、評価してまいりたいと考えております。

○事務局

では、続きまして、騒音及び低周波音に関する御意見等を紹介させていただきたいと思っております。

番号6番から13番まででございます。まず、導入を検討する機種につきまして、実績も重要なのですが、そのみでなく、最新型のもの、より低騒音あるいは小型化されたようなもの、そういったものも検討の対象とすべきではないかといった御意見をいただいております。また、騒音の予測、評価につきましては、環境省発行の風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアルに沿って実施する必要があるのではないかと、あるいは、指針値についても環境省が定める風力発電施設から発生する騒音に関する指針に沿って設定する必要があるのではないかと、といった御意見をいただいております。

また、風力発電施設は住居から比較的近い位置に設置が予定されているということから、風車騒音の騒音レベルにかかわらず、住民の生活環境に影響を与える可能性があると考えられるので、周辺住民との十分なコミュニケーションをとって、配慮を欠かさないということが必要ではないかということ。

あるいは、9番目ですけれども、事業計画の検討に当たっては、住宅等の位置に配慮し、騒音、超低周波音による影響を受ける可能性がある住居等が最小限となるように配置や規

模を検討する必要があるのではないかということ。

10番目としては、前回の審査会において、騒音等はゼロにはならない、けれども基準値以下に抑えるという御説明があったのですが、児童養護施設にはさまざまな背景を抱えた子供が生活しているため、中には音に敏感な子供さんとかもいらっしゃいますということで、そういったことを御理解いただいた上で、できる限り影響を抑えるような配慮を望みたい。

また、11番目では、周辺に保育所や幼稚園、認定こども園等も存在しておりますので、こういったものが児童に影響を生じないように適切な対応をお願いしたいということ。こういった施設では日中の利用が主ではありますけれども、昼寝をする児童とかもありますので、そういったところへの音への影響というのも懸念されるという御意見をいただいております。

また、下2つ、確認事項でございますが、配慮書で、215ページの予測手法のところ、騒音及び超低周波音の伝搬する区域という表現があるのですけれども、この区域はどの区域を指しているのかということを確認させていただきたいということ。同じく配慮書の218ページで、評価結果に記載されております環境影響の詳細な調査という表現があります。具体的にはこういったことの調査を予定されているのか、これを確認させていただきたいというところでございます。

騒音、低周波音については以上でございます。

○事業者

ありがとうございます。

引き続き、担当の鷲見及び中外テクノスから回答をさせていただきます。

○事業者

騒音及び低周波音についての御質問事項、番号6番からお答えさせていただきます。

6番について、実績以外にも最新型のものも検討の対象とすべきではないかという御指摘でしたけれども、機種固有の騒音パワーレベルというものがあまして、そちらの騒音に関してや大きさについても検討対象といたします。こちらを検討対象といたしまして、各環境項目への影響と事業性を総合的に勘案いたしまして発電機の機種を決定いたします。

○事業者

続きまして、7番目の騒音の調査、予測、評価について、環境省からの発行されたマニュアルに従って実施することということですが、先月発行されました風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル、これと風力発電施設から発生する騒音に関する指針、これを参考にしながら調査、予測、評価は実施していきたいと考えております。

○事業者

8番目の御質問に関してですが、先ほども御説明させていただきましたが、これまで区長等とコミュニケーションをとってまいりましたが、方法書の住民説明会に関しては、騒音以外にも景観であったり、風車の影、その他の影響についても御説明させていただきます。それらに関する御意見、御要望などをヒアリングさせていただきたいと思っております。周辺住民の方々とは十分にコミュニケーションをとってまいりたいと考えています。

9点目の御質問に関してですが、騒音及び超低周波音に係る重大な影響の回避または低減のために、民家と発電機の設置位置との離隔距離は十分に考慮いたしまして配置及び規模を検討いたします。

10番目の児童養護施設に関する御質問ですが、こちらにつきましてもしっかりと調査を踏まえまして、可能な限り影響を回避及び低減するような計画を検討してまいります。

11番目の御質問に関してですが、こちらも調査を踏まえまして、可能な限り影響を回避、低減するような計画を検討してまいります。

○事業者

12番目の配慮書の予測手法につきまして、騒音及び超低周波音の伝搬する区域はどこかということですが、配慮書の216ページまたは217ページのほうに示させていただいております図面に、事業実施想定区域から0.5キロ、500メートルから2キロまでの範囲を示させていただいております。基本的にはこの範囲が伝搬する区域と考えております。

次の13番ですが、実際にその環境影響の詳細な調査等具体的にどのようにするのかということですが、先ほど7番目に出てまいりました意見と基本的には同様でございます。風力発電施設から発生する騒音等の規制マニュアル、環境省がことし5月

に出されたものを参考に調査を実施してまいります。

○事務局

ありがとうございます。

続きまして、水環境に関する御意見についてです。

まず、14番から17番まで4点ございます。

まず、布勢の清水について第1回の審査会でも述べたところですが、そのほかに蔵内水源地など事業実施想定区域に隣接して水源として利用されている地下水や河川水というのがありまして、幾つかは事業区域の下流側にあると見込まれております。そういった場合、水道水源の汚染、汚濁というのが懸念されますけれども、どのように対処していくような考えがあるのかということを確認したいということでございます。

また、類似の意見ですけれども、住民が利用、飲用している可能性がある井戸や地下水への影響ということを適切に評価する必要があるのではないかといった御意見をいただいております。

また、立地の検討に当たっては、河川や谷筋等からの距離を十分に確保すること。また、こちらも先ほどの意見と類似ですが、周辺の水道水源への影響を回避、低減するよう工事中の土砂や濁水の流出防止に万全を期すことが必要ではないか。こちらも周辺には水道水源が多数存在しているということも理由に上げておられます。

また、こちら確認事項ですけれども、現時点で想定している機種において、基礎というのは最大どの程度の深さまで打ち込むということが見込まれるのか。これは地下水等々、水への影響があるのか把握するためにちょっと確認させていただきたいという御意見をいただいております。お願いします。

○事業者

まず、14番の布勢の清水を代表的にされましたけれども、ほかにも水源地があるということで、こちらのほうにつきまして、今後の方法書以降の手續において地下水とか河川水の利用の場所、状況というのを考えながら、計画のほうを検討してまいりたいと考えております。

次に、15番ですけれども、井戸、地下水の利用についてですけれども、基本的には水道または簡易水道が整備されておりますが、実際にいろいろな資料ではわからないものが

あるかと思しますので、こちらのほうにつきまして地域の住民の方々にヒアリングを行ったり、また市役所等、そういう水源を把握しているところに確認をいたしまして、内容を把握していきたいと考えております。また、これらのことについて、事業の実施によって影響が予測される場合につきましては、保全措置等の対策を考えていきたいとしております。

○事業者

16番の質問に関してですけれども、水資源やほかの環境項目への重大な影響を回避、低減する方法を総合的に勘案する方針に基づきまして、河川や谷筋等からの距離を十分に確保することを検討いたします。土地改変による水資源への影響は、ほかの環境項目への影響を総合的に考慮しまして極力回避、低減する方針です。また、想定区域内に土砂崩壊防備保安林及び水源涵養保安林が存在しておりますけれども、そちらの場所の改変は極力回避しながら工事の詳細設計をしままいります。周辺の湧き水利用についての状況ですが、そちらも今後ヒアリング等により把握してまいります。

17番の御質問に関しまして、くい基礎を打つのですけれども、そちらの深さについては風車の設置する場所の地盤、地質によって異なりますため、ボーリング調査の結果及び機種仕様から総合的に算出されます。御参考までにですが、弊社が現在建設工事中の佐賀県唐津市の風力発電機は深さ30メートル弱のくい基礎を設置しております。ですので、水への影響に関してですけれども、ボーリング結果も踏まえまして検討、調査してまいります。

○事務局

それでは、続きまして、重要な地形、地質及び風車の影についての意見です。

配慮書において環境要素の重要な地形及び地質が計画段階配慮事項として選定されていないという状況ですが、事業予定エリアは山陰海岸ユネスコ世界ジオパークのエリア内にあります。重要な地形、地質として配慮事項に選定は必須ではないかという御意見をいただいております。また、これまでジオパークエリア内では官民協働で貴重な地域資源の保護保全に努めてきました。これにより、公共工事等で見つかった貴重な地質や植物の保全や公開が進んでいる状況でして、このたびのこの事業における工事についても学術調査等に御協力をいただきたい、また、貴重な地質などが見つかった場合には保全、公開に協力

をしていただきたいといった御意見をいただいております。

また、風車の影につきまして、風車が通常の平地よりも高い位置にあるような尾根に設置された場合、現在予測、評価では論文を引用されてローター径の10倍ということで予測、評価されておりますけれども、より広い範囲にその影の影響が及ぶということが懸念されるのではないかとことを思いますので、こういったことも踏まえて今後の検討を進めていくことは必要ではないかとことを確認させていただきたい。この2点でございます。

○事業者

18番につきまして、事業実施想定区域以外に鳥取市域が山陰海岸ジオパークに含まれているということは承知しております。こちらのほうにつきましては、現時点ではジオパークの固有の資源として確認されている場所は事業の実施の場所そのものについては確認はされておられませんけれども、今後、事業を行っていき、例えば表土を剥いだとかそういうような状態で新たな資源となるような場合は、当然関係各所と相談しながら事業を進めてまいりたいと思います。また、専門家の御意見等もいただきたいと思っております。

19番ですけれども、風車の影につきまして、ローター径の10倍というふうに書いてありますが、実際のところは、今後、実際の地形の地盤高、これプラス想定される風車の最大の高さ、これを用いまして影の影響が出る範囲というものを予測、評価してまいります。

○事務局

それでは、続きまして、動物、植物、生態系についての意見です。

動植物への影響について、希少でない種に対しての影響についてですけれども、希少でないから影響があってもいいという発想ではなくて、可能な限り影響を低減するような事業計画をすべきではないかということ。

続いて、21番ですけれども、専門家へのヒアリングの結果で猛禽類の生息情報などもあるということですので、調査範囲や調査時期については十分考慮して実施をしていただきたい。また、ガンやカモの渡りの時期というのも考慮して調査を実施していただきたいという御意見。

22番ですけれども、こちらも専門家からのヒアリングで、この事業予定地域が動植物

相の生息・生育情報がまだ少ない地域だという指摘があったかと思います。現地調査の際には、そういった季節的な生息範囲の変化に考慮して、適切な現地調査の実施が必要ではないかということをございます。

また、風車ができると空気の流れが変化して、近くでやっている果樹園ですとか畑、そういういったところが乾燥するのではないかということ聞いたことがあるけれども、そういう影響はないのかということが気になっているという御意見。

あるいは、事業予定地には水源涵養保安林、また土砂崩壊防備保安林が内在しています。こういった保安林内での工作物設置等の転用行為は避けていただきたいという御意見。

また、保安林以外の森林においても、各種工事によって1ヘクタールを超えるような面積の森林の転用があるという場合は県知事の許可が必要となるので、承知をしていただきたいということ。

また、26番で、手入れの行き届いている人工林や作業道というところをあえて事業地と選定するという事は避けていただきたいということ。

また、27番は確認事項でございますが、事業者、自然電力による事業の中で風力発電施設を造成済みあるいは造成中の箇所というのが存在するかどうか。また、存在する場合、そのうち林地開発や保安林解除の許可を取得したかどうかということについて確認をさせていただきたいという御意見をいただいております。

以上、動植物、生態系に関する意見でございます。

○事業者

まず、20番についてお答えいたします。希少な、また重要な動植物というものはある環境の代表的な種であると考えております。したがって、希少、重要な動植物への影響を回避、低減することで、その他の動植物への影響も回避、低減することにつながると考えております。また、当然動植物、生態系全体を考慮した低減に留意いたしたいと考えております。

続きまして、21、22につきましても、基本的に同様の御意見だと思います。それにつきまして、既存資料、専門家の助言及び、環境省において平成27年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業が実施されておきまして、その情報などから、動植物について季節的な生息・生育範囲の変化に考慮した適切な現地調査を実施したいと考えております。特に、その平成27年度の環境省の事業におきましては、この事業実施想定

区域のB地区になりますが、これを含めた範囲で調査されておりまして、その情報によって、今後、より適切な現地調査が実施できると考えております。また、動物の項目の中で特に鳥類につきまして、事業実施想定区域及びその周辺における猛禽類の生息状況などにつきまして、専門家からさらに助言を得て、しっかりとした現地調査を実施したいと考えております。

○事業者

23番、乾燥についてですけれども、風力発電機による周辺の乾燥については今後確認いたします。ただ、現時点ではそのようなことは聞き及んでおりませんので、逆に、どのようなところからそういったお話を聞かれているかというのも確認させていただきたいと思っております。

24番目ですけれども、こちらも保安林回避を優先して検討いたしますが、事業上重要かつ代替地がない場合にはやむを得ず転用行為をするということも想定しております。その場合には関係部署と事前協議の上でしっかりと相談してまいりたいと思います。

25番目ですが、こちら、1ヘクタール以上を超える面積の森林の転用は知事許可が必要ということですが、承知いたしましたので、許可申請が必要な場合には関係担当課に相談させていただきたいと思っております。

26番ですが、人工林及び作業道を事業地選定することは避けることについては、可能な限り回避するような計画をほかの環境項目と総合的に勘案しながら検討してまいりたいと思います。

27番の確認事項ですけれども、現在弊社で造成済みもしくは造成中の箇所ということですが、現在建設中のものが1カ所ございまして、佐賀県唐津市の事業でございます。そちらの事業に関しては林地開発、保安林解除の許認可は必要ない地域、計画でありましたので、取得実績はございません。以上です。

○事業者

念のためですけれども、風力発電に限定した場合はないのですけれども、我々自然電力としては太陽光発電所も全国でつくっております、そちらについては林地開発許可をとって進めている案件はもう10件ぐらいありまして、そちらのほうはしっかり地元と合意した上で林地開発許可を県にいただいて施工しております。念のため補足でございます。

○事務局

それでは続いて、景観及び人と自然との触れ合い活動の場というところからの意見でございます。番号が28番からでございます。

景観に関して、眺望点からの景観のみでなくて、人々が日々暮らしている日常の景観というものへの配慮も適切に行ってほしいという御意見をいただいております。また、こちらにも類似の意見でございますが、事業地の近傍地域で日常的に利用されている場所や民家が集積している地区、歴史的施設からの視覚的変化の評価というのも重要ではないかと。近傍地にも調査地点を置いて圍繞景観を調査するということが必要ではないかという御意見をいただいております。

また、鳥取市では市域全体を景観計画地域の対象としているということでございまして、その景観づくりの基準としては、山並みや稜線の保全を図るために、尾根の近くにおいては稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うようにといったような基準をつくっているということでございます。計画段階で、このアセス手続と並行して、できるだけ早く鳥取市等関係機関との調整に入っていただきたいという趣旨の御意見でございました。また、景観に関して事前説明会を実施する等、住民の理解を得るようしっかり心がけてほしいという御意見もいただいております。

また、32番ですけれども、風力発電機の視認の可能性のある12地点のうち10地点は山陰海岸ユネスコ世界ジオパークのエリア内となっています。これらのエリアの各地点において人工構造物による景観の視覚的変化は好ましいとは言いがたいというところでございます。特に鹿野城跡公園やその城下町というのはジオパークのエリアが拡大をしたときに認められた際に重要なジオサイトということで評価を受けている地点でございますので、そこからの眺望の変化というのについては慎重な予測、評価の実施を求めたいという御意見をいただいております。

以上、景観と人と自然との触れ合い活動の場の御意見でございます。

○事業者

28番からお答えさせていただきます。28番に関しましては、方法書を作成する段階で風車の配置計画案を立案いたします。その計画案ですとか機種の種類パターン等を考慮しまして、主要な眺望景観以外にも近隣の皆様の景観への配慮ということで、想定区域周

辺の近傍地等への調査地点の設定を検討してまいります。

29番ですが、こちらも先ほどの回答と同様になりますけれども、方法書段階で風車の配置計画案を作成いたしますので、その計画を考慮しまして、主要な眺望景観以外にも周辺の近傍地への調査地点を決定してまいります。

30番に関してですが、景観計画区域にあるということはこちらは認識しておりまして、設計計画時において早目に事前協議を行いまして、必要となる所定の届け出等を実施してまいります。

31番、景観に関する事前説明ということですがけれども、方法書段階における住民説明会におきましては、景観につきましても御説明させていただきまして、周辺住民の皆様とコミュニケーションをとってまいりたいと思っております。

○事業者

32番の、眺望景観14地点のうち2地点を除いて影響があるといった予測について、その12地点のうち10地点がジオパーク内にあるという御質問でした。こちらにつきまして、方法書を作成する段階で発電機の設置位置というものを立案いたしますので、その配置計画案とか機種の種類のパターンというものを考慮いたしまして現地調査の計画案を立案いたします。また、鹿野の城跡公園等、主要な眺望景観において視覚的な変化も調査はしてまいります。

○事務局

では、続きまして、その他の意見でございます。番号が33番から36番まででございます。

上3点は文化財に関係する内容でございます。まず、番号33番、近くに青谷上寺地遺跡があるけれども、周辺の台地にも遺跡がある可能性があるのではないかとといった御意見。

また、34番で、現地に遺跡が出てくる可能性はないか、可能性があるとするれば、その配慮も入れたほうがいいのかということ。

また、35番では、事業実施想定区域内には文化財保護法で定める周知の埋蔵文化財包蔵地というものが存在しますということですので、鳥取市教育委員会と協議及び調整、これをアセス手続と並行して、やはりこちらも早目早目に関係機関と協議、調整を進めてい

ただきたいという御意見です。

また、36番ですけれども、こちらでは事業計画地の一部が気高の都市計画区域に該当しますということと、あとは、また、この一部が電波法の伝搬障害防止区域という区域に指定された区域がかかっていますので、それぞれ御承知いただくとともに、必要な手続等や関係する所管の機関と協議、調整を進めていただくようにという御意見でございます。

以上、4点でございます。

○事業者

33番、34番、35番、回答させていただきますが、33番につきましては事前に鳥取市教育委員会の文化財課には相談をさせていただいておりました、事業実施想定区域の一部及びその周辺に埋蔵文化財包蔵地が存在することは確認しております。今後の詳細設計におきまして、そちらの箇所を回避して改変箇所を検討してまいります。また、文化財課とは継続して協議を行いまして、届け出等が必要な場合には対応してまいります。

34番も御指摘のとおりでして、配慮事項にこちらの内容を含めてまいります。

35番につきましても、こちら、文化財課とは引き続き事前相談、協議をしてまいります。

続いて、36番ですけれども、確かに事業想定区域の一部に伝搬障害防止区域が存在しております。これまでも所管となる総務省の中国総合通信局無線通信部と事前相談を行ってまいりましたが、今後の環境影響評価においても継続して協議を行っております。伝搬障害防止区域ですけれども、県庁から鉢伏山に対してその区域が入っております、現状の計画ではそこは避けるように検討を進めてまいります。

○事務局

ありがとうございます。

続きまして、さらにその他の内容です。図書への指摘事項ということで何点かいただいております。

図書で用いられている図面の中では等高線とかの解像度がやや低いように見受けられるものがありますということで、ただ、既存資料を収集しているという関係で、なかなか難しい部分もあるのかもしれないけれども、可能であれば、もう少しはっきりした図を利用していただけると地形等のイメージがしやすいのではないかとといった御意見です。よくわ

かっている人にはわかる図でも、そうでない人にはなかなかわからないということがあるので、できるだけはっきりしたものを使っていただきたいということです。

また、事業実施想定区域周辺の社会福祉施設等につきまして、例えば配慮書でいうと3-133、全体ページで154ページとか、155の地図でも把握しておられますけれども、児童養護施設青谷こども学園について、近傍に分園もあるということですので、これも承知をして適切な配慮をしていただきたいということでございます。

また、39番でございますけれども、今度配慮書の4-70、通し番号でいうと273ページでございます。こちらで主要な眺望点からの視認の可能性についての発電機までの最短距離という記載があるのですが、例えば、次の配慮書274ページで見ていただくと、空浜公園という、長尾鼻があつて、図の真ん中やや上ぐらいですけれども、空浜公園というところと青谷町運動公園と2カ所が隣接してあるのですけれども、それを例えば前のページの273ページのほうで見ますと、その距離が最短距離とあつて、2.5キロと4.1キロというかなり開いた距離になっているのですけれども、これの記載について、誤りではないのか、あるいは何か意図があるものなのかということを確認したいということで御意見をいただいております。

以上3点について確認をお願いいたします。

○事業者

図書の指摘で、37番ですけれども、こちらのほう、図面、情報がたくさん入ってきますと、余り細かいデータがいっぱい載りますと逆に見づらいというものもあるのですが、こちらのほうも可能な限りもう少しはっきりと、見やすいような解像度に変えまして、イメージしやすいようなものを今後作成していきたいと考えております。

あど、青谷こども学園の分園につきましては承知いたしました。本当に情報提供をありがとうございます。

39番ですけれども、主要な眺望点からの視認性の可能性についてですけれども、本書の274ページのほうに図で示させていただいているのですけれども、こちらのほうは、この事業実施想定区域そのものを想定するに当たって、仮の風力発電機がどのあたりに置けるかというのをまず考えまして、この想定区域をつくっております。そこから視認ができるということと、ここに余りちょっと細かく書けてなかったので大変申しわけないのですけれども、実際には地形の考慮というものをしております。そのために、この平面図で

は直線上で近く見えますけれども、実際のところは山の尾根があったりとか、そういうことで直接視認ができない。ここでちょっと上げられているのがナンバー2の青谷町運動公園とナンバー3の空浜公園ということですが、ナンバー3の空浜公園というのは青谷町の総合支所のすぐ北側のほうにあるような地域でございまして、こちらは東側のほうに斜面がございまして、その分、東側のほうの視野角というのがほとんどとれないような状況でございまして、一方、ナンバー2の青谷町運動公園というのはそこから逆に西の方向に移動しておりまして、その先ほど影になっていた尾根が逆にならないような状態となりますので、逆に、それがないことで近くのほうまでよく見えるという形があります。ちょっと本書のほうで表現が足りなかった部分で本当に大変申しわけなかったと思うのですが、こちらのほう、再度方法書等、今後の図書を作成していく上で、皆様にわかりやすいような形でお示しするように心がけていきたいと考えております。以上です。

○事務局

第1回審査会後に出た意見、質問、確認事項等については以上でございまして。

○佐野会長

ありがとうございました。

委員の皆様からの質問の前に、事業者のほうから一般から聴取した意見について紹介したいということですので、それについて説明をお願いします。

○事業者

今、お手元に配付させていただきました資料、鳥取市青谷町風力発電事業計画段階環境配慮書における一般意見ということで配付させていただきました。事業者のほうからですが、本日までこちらの配慮書が一般公開されまして、縦覧を各所でさせていただいております。そちらに対して一般意見を頂戴しましたので、2件御紹介させていただきます。

2点ともコウモリ類に関する御指摘でございまして、趣旨としては、コウモリ類の風力発電機への衝突、いわゆるバットストライクが懸念されるという理由で、専門家にヒアリングをして環境評価を行うべきという旨の御意見をいただきました。こちら、個人情報が含まれておりますので、一部そのようなところは伏せて記載しておりますが、1つ目に関しまして、こちらにつきましてもコウモリ類への専門家のヒアリングであったり、バット

ディテクターというふうに記載されておりますけれども、探知距離に関するところからの環境影響評価の工夫をするようにということが記載されてございます。

2件目の意見書ですけれども、最後のページになりますが、こちらについても、コウモリ類の専門家にヒアリングを行うことと、また、コウモリ類への高所飛翔種の調査を行うことということで御意見を頂戴しましたので御紹介させていただきました。こちらの意見に関しましては方法書の中で見解をお伝えさせていただく予定でございます。

また、本日ちょっと手元の資料には御用意が間に合わなかったのですが、昨晚届いた意見がありましたので、そちらにつきましても、口頭で恐れ入りますが、お伝えさせていただきます。読み上げます。動植物相の状況把握ということで文献が整理されていますが、この中には昨年度、鳥取県生活環境部緑豊かな自然課のデータベース化事業により取りまとめられた猛禽類データ、県土整備局で河川工事等に伴って実施されたオオサンショウウオの調査や鳥取西道路に係る環境調査のデータが含まれておりません。これらのデータは本事業予定地の直近の状況を把握するためには有益なデータであると思われるので、ぜひ本件でも参照いただきたいと思えます。また、これは本件事業者様に申し上げるべきことではないですが、こうした、県や国交省で実施された調査がそのときだけのものとならずに、ほかの事業にも生かせるような情報把握と仕組みづくりを行政の方々にはお願いしたいですという御意見を頂戴いたしました。こちらにつきましても、いただいた御意見については方法書の中で見解をお伝えさせていただこうと思っております。

また、県に関しても御提案ということで最後の文言をいただきましたけれども、県からももし何かございましたらコメントをお願いいたします。

○事務局

すごく真っ当な御提案をいただいております。それぞれ目的があって調査をしたりしております。そういったことが有効に活用できるように、それは心がけてまいりたいと思っておりますので、県側の考え方を表明させていただきました。

○事業者

恐れ入ります、先ほどのバットストライクに関しましてですけれども、現時点で想定していますのは、バットストライクに関して専門家にヒアリングをさせていただく予定でございます。またヒアリングの結果に応じて、必要あれば調査というものを行っていきたい

と考えております。

一旦、こちらの件では以上でございます。

○佐野会長

ありがとうございました。

では、委員の方から御意見、御質問受けたいと思いますけれども、どなたでもよろしく
お願いいたします。

○A委員

たびたび出てきた中で、方法書をつくる段階でという話がずっと出てくるのですけれども、流れからすると、方法書を作成して、公告、縦覧、説明会の開催となっているわけですが、住民からの意見を聞いたりとかいろんな段階で、方法書をつくるに当たってのやはり意見を集めることが大事だと思いますので、それを大体どの段階でしていけるのかということをお聞きしたいのが1点です。

それから、済みません、私の理解が悪くてなのですが、騒音及び超低周波音の6番のところですね、これは最新型のものの検討はするのかもしれないかというのがちょっとわからなかったもので、それをお願いしたいと思います。

○事業者

ありがとうございます。

まず、第1点目ですが、方法書につきましては、その一連の手続、方法書の公告をさせていただいて、また県とはこのような形で審査会等々やるのですが、住民説明会でその方法書について意見をもらって、その御意見に基づいて、調査の方法というのはそれを可能な限り反映した形で調査に入ります。ですので、方法書を一旦つくって、それをベースに住民説明会をして、その意見というのはその調査の方法に反映させていきます。

○A委員

よろしいでしょうか。済みません、例えば機種を選定するとか、高さをどうかというときに、やはり住民の意見とかそういうのを考慮しながら機種選定とかもあるかなと思うのですけれども、それでいくと、一応機種選定や高さとかそういったものを決めて方法書

に記載して、それから住民に説明という形でしょうか。

○事業者 はい、そのような形になります。

○A委員

では、その後で住民説明を行って、その意見を聞いて、そこから機種とかの変更があり得るという、そういうふうにとったらよろしいのでしょうか。

○事業者

機種決定については恐らくそのタイミングでやるものではないという認識をしているので、その想定できる機種の範囲で調査をやっていききたいということを多分述べると思うのですが、その結果、その想定機種であれば、その調査で、その後の準備書の段階での予測、評価の中で環境影響が非常に大きいということであれば、それに基づいて機種を決めていくという流れになると思うので、方法書の段階ではこちら側から提案する機種でまず調査をさせていただきたいと。それは最大限のものから、この事業性が成り立つ最低限のものの中で、まず調査をやらせていただきたいという話になると思います。その結果、環境影響に重大な影響を及ぼす場合においては、準備書の説明会等も加味した上で御意見を頂戴して、評価書という段階で最終機種決定になりますので、まずは前広に調査をしていきたいと考えています。

○A委員

そうしますと、済みません、そうすると住民の意見を反映する場合は、その方法書を見てから住民意見をいただいて、そこから反映させるということですね。

○事業者

そうですね、方法書の中でやっぱりこういう調査もしてほしいとか、逆に機種に依拠しないものであったりとかそういう部分もあると思うのですが、そういうのは積極的にお取り入れして、方法書にプラスアルファして調査するということは当然あると思うのですが、機種についてはある程度こちらから御提案の内容で、その場合の環境影響の評価、予測というのをさせていただいたら、それを見ていただいて、準備書の段階で見

ていただいて、また御意見を聞くという流れになると思います。

○A委員 わかりました。ありがとうございます。

○事業者

2番目の質問につきましては、最新型のもの、より低騒音、小型のものも検討の対象にするべきではないかということについては、おっしゃられるとおりで、当然このアセスメントも2年から3年ぐらいかかってくると思います。その間において新しい機種というのもどんどん出てくると思いますので、そういうものも含めて最終的には判断しますので、方法書の段階では今あるもので導入可能なもので調査をしますが、実際に選定する場合は、最新のものも含めて、このような形になりますと。なので、準備書の段階でもしそれが出ていけば、その新しい機種においての評価、予測というものも当然取り入れていくと思いますし、特に騒音とかは今、どんどんパワーレベルという騒音のレベルが下がった機種も出てきていますので、そのようなものを積極的に取り入れていきたいなと思っています。それはもう、ただ、準備書の段階である程度御提示するような形になるのかなと思っています。

○A委員 ありがとうございます。

○佐野会長 ほかにありますでしょうか。

○B委員

1つは確認で1つは意見なのですけれども、まず、水環境のところで、いわゆる濁水ですね、それは確認になると思うのですけれども、方法書の段階ではどういうふうに道をつけたらばどれだけ土砂というのかな、土とかそういうのが出て、それをどこにどういうふうにするか、あと、それが土砂として下のほうに流れないようにする、どういうふうにするかということは入ってくるのでしょうかねということが1つです。

それからもう一つは、動物、植物、生態系のところで、希少種を守れば、何かほかのも守れるというふうな、ちょっと私、そういう受けとめ方をしたのですけれども、猛禽類に関していえば、実際に猛禽類が食べている動物、虫がいて、虫をネズミだかモグラだかそういうのが食べて、それを猛禽類が食べたりとか、そういう生態系の中にあるので、例

えば、ある程度そういう小動物を生き残らせるような環境が猛禽類には必要で、それが実際にどれだけのものが、だから、どれだけの、どういう森林が猛禽類を維持するために必要かということはまだわかってないと思うのですね。そういう点では、猛禽類を維持するにはこうすればいいという決まりというのかな、コンセンサスというのは得られてないと思いますので、そういう面からすれば、ここに書いてあるように、できるだけ可能な限り生物の多様性を維持するような方向で工事を進めていただくことにより、希少な動物が逆に、そういうしょうもないようなやつ、しょうもないと言ってはいけないのかもしれないけれども、雑多なしょうもないようなやつを保護することにより希少な猛禽類が保護できるという考え方というのもあると思うのですね。以上です。

○事業者

ありがとうございます。

まず、1番目の御質問について私から回答させていただきますが、方法書の段階においては今ちょっと急ピッチで進めていますけれども、風車の位置、要はそこに風車の工事用のヤードをつくらないといけませんので、そちらのヤードの位置。そこに風車を輸送しますので、道路の拡幅範囲であったりとか、取りつけ道路の範囲というのはある程度今の、現状の想定で明示をします。当然、先ほど言ったようにヤードをつくる場合は切り通しますので、盛り土も一応、まず最初はエリア内において土捨て場というのが可能かということも含めて、土捨て場の候補地も含めて方法書の中ではお話をしていきたいと、調査もしていきたいと思っています。具体的な沈砂池の容量であったりとか土木の詳細設計については、まだ方法書段階ではちょっと情報が足りない部分もあるので、まずは簡単な想定範囲になりますが、先ほど、別の質問にあります、林地開発であったりとか、そういう必要な許認可に応じて、排水計画であったりとか、そういうのはしっかりつくっていきますので、ちょっとそのレベルまでは方法書ではちょっと準備ができない可能性がありますけれども、ある程度の環境影響が起こる範囲とか場所という想定はしっかりしていきたいと思っていますので、なので、例えば先ほど言った水の流れとかそういうのに影響というのは当然あってきますので、そこについてしっかり調査をしていくような方法書にしていきたいなと思っています。

2番目については、ちょっと中外テクノスさんのほうから回答させていただきます。

○事業者

2番目の質問につきましては、生態系の視点で保全していくべきだという御意見だったと思います。これにつきましては、この配慮書の3-103ですね、ページに行きます124ページから生態系のことについてまとめさせていただいているのですけれども、特に図ですね、125ページ、126ページの図にあります食物連鎖図、こういったものが、この事業想定区域周辺でこういう生態系があるんだろうと考えております。こういった生態系の予測、評価につきましては上位種ですとか、ここの典型種、または特殊性を持ったこういう生態系の種というところの観点を持って、そういった種がどの辺に分布しているかとかいうところも調査してまいるようになっております。こういう観点で調査しまして予測、評価を進めたいと思っております。

また、猛禽類につきましても詳細な調査をする、2年ほどかけるような状況になると思いますが、詳細な調査をいたしまして、その餌場ですとか営巣地ですとかいったところを明らかにしていきたいと。そういった中で、この中で保全していくということで考えておるところでございます。

○B委員

そういうふうに言っていただければありがたいのですけれども、この生態系についてはこういうふうに質的にはわかっているが、量的にはわかってないのですよね、実際に。だから、その辺のところの危険性というので非常に慎重に考えていただきたいというふうに申し上げておきます。

○事業者

できるだけ定量的な調査になるように検討していきたいと思っております。

○佐野会長

ありがとうございます。

先ほど言われましたけれども、希少な植物、動植物を守れば普通種も守られるという発想はやめたほうがいいと思いますね。いろんな生態系の中には要素があって、量的なものも大事なので、全てを調査していただきたいと思います。

ほかにありますでしょうか。

〇〇委員

質問ですけれども、5番に関して、複合的な影響というのが、県の方が質問された内容と同じかどうか分からないのですが、騒音の場合、何となく左と右に同じような騒音発生源があると、うねったりとか反射とかがあったりとかして、そういうことを含めた総合的なかなと、総合的な、複合的な影響ということなのかなと、これを読んだときは思ったのですが、そういうふうなことに関しても調査するというか、そういうことも考慮しないといけないということにはなっているのでしょうかというのが1つ目の質問。

もう一つ質問は、周辺住民という場合に、騒音の場合は2キロメートルというのはわかったのですが、景観の場合はどれぐらいの範囲なのかなというのが2つ目の質問で、私からはとりあえず。

〇事業者

まず、騒音の複合的な影響というところなのですけれども、一番単純な形でいけば、両方から出てきた騒音の足し合わせの形にはなるかとは思いますが、複数発電機が存在しますので、ここらは運用面で基本的に同じ回転数に持っていくことで、うねりだとかそういったものというのは落とすことは可能ではあると考えています。このあたりは、事業計画のほうがもうちょっと詳細に決まってくれば、そのあたりの影響の有無というのが出てくるかと思います。現状、そのままではまだ基準も何も決まっていないので、ちょっとそこまで言及することはできないので大変申しわけないのですが、そのあたりも含めて考えられるよう、準備書までにいろいろ検討してまいりたいと思います。

景観につきましては、実際に今、配慮書の274ページに、これ9キロ範囲で、この配慮書をつくる段階で想定しました風車の位置から見える範囲で、これ15台全て置いた状態での視覚の範囲なのですけれども、これ9キロとしていますのは、視野角が1度程度になる範囲として、この9キロ、実際には8.何キロなのですけれども、それぐらいの範囲で想定をして、一応ここからは見えますよという範囲で示させていただいております。ですので、実際の方法書、または準備書手続において現地調査をやっていく際には、こういった範囲から、ここを出しております主要な眺望点以外の一般の方が住んでいらっしゃる地域ですね、こちらのほうからの見える見えないということも含めて調査をやっていきたいというふうには考えております。

〇〇委員

見える範囲で調査をされるということは、何かそういう住民とのコミュニケーションみたいなのもそこでされるということになるのですか。

〇事業者

この辺はほかの項目にもあるのですけれども、住民の方々と当然現地でお会いすれば、いろんなことをお聞きすることというのは、別にこれに限らず、いろんなことを住民とのコミュニケーションは必要ですので、この件にかかわらずやっていこうかとは考えております。

〇〇委員 わかりました。ありがとうございます。

〇事業者

ちょっと補足をしますと、今の段階では、先ほど、言ったとおり、風車の機種が選定されておられませんので、そこまで、メーカーも含めた検討というのはちょっとできてないのですけれども、準備書段階ではある程度機種選定はされて、先ほど出た騒音のパワーレベルであったりとか、そういうのも出ますし、各メーカーともに風車が普通のウインドファームの場合は複数基ありますので、共振の問題であったりとか、そういう音との問題というのは各社ともにそれぞれ検討していますので、そこも含めて予測評価の中に織り込んでいって、ひっくり返ってちゃんと予測、評価をしていきたいなとは思っています。

先ほどの住民説明については、ちょっとまだ回数、場所とかは決まってないのですけれども、しっかりお声かけをして、意見のある方に御出席いただいて、お話をちゃんと聞きたいなと思いますし、方法書、準備書の段階でも、今回のように公にして意見書等を募らせていただきますので、そこら辺は前広に意見を聞いて対応したいなとは思っています。

〇〇委員

ありがとうございます。

話として聞いていないと苦情の件数が上がるということもあるようですから、やっぱりしっかりと住民の方とコミュニケーションとられるということが一番苦情を減らすという

ことにもつながるのではないかと思います。

○事業者 ありがとうございます。

○佐野会長 ほかにございますでしょうか。

○D委員

済みません、私は質問というよりも提案という形ですけれども、一つは、これって、やっぱり風力発電って、今、国も推進していて、クリーンエネルギーということなので、配慮書だからやむを得ないかもしれませんが、せっかくいいことをされるから、この水力、火力発電のどれくらい相当するか、どれくらい環境にとって、何というか、大気汚染を削減できるのかとか、そういうようなポジティブな公益性とかも入れたほうが受け入れられやすいのではないかなと思うのですね。やっぱり大事なことから、ついでは環境問題の教育まで入ってくるとすごく……。

○事業者

そうですね、ありがとうございます。先生がおっしゃるとおりでございます。住民説明会で事業説明のときには、そういったマクロの目線での環境影響というか、プラス効果についてもしっかりお話をさせていただきたいなと、それは事業者側からしっかりお話しさせていただきたいなと思います。ありがとうございます。

○D委員

あともう2件ほどあるのですが、結局いろいろ、私、医者しているのであれなのですが、先ほどもあったのですが、トラブルのもとして、やっぱり聞いている聞いてないというところが一番のトラブル、特に健康問題に関してはトラブルかなと思うのですよね。環境省でQ&A、低振動とか騒音のことをQ&A集が出ているので、やっぱりそこに書かれてある症状は、こういうことが起こり得ますよというのを事前にきちんと伝えておくことが大事かなと思いますし、私、先日、担当の方に聞いたら、鳥取県では今現在そういうような問題は上がってないというけれども、実際にはやっぱり全国的に見ると、残念ながら幾つか訴訟というか、問題になっているところもあるのも事実かなと思うのですけれども、で

できれば、そのところは何か悪くてそういう問題が起こったということがわかるのであれば、この事業ではそういうことはないから、そういうリスクは低くなりますよとかという説明があると、住民の方は納得しやすいのではないかなと思うのですが。

○事業者

ありがとうございました。おっしゃられるとおりでございまして、先ほど、例えば騒音につきまして、環境省から新しい指針が出ていますが、そこら辺は、おっしゃられるように、今までの騒音に対しての苦情とかを考慮した形で、かなり厳しい基準が設けられています。この基準をクリアすることによって、そのクレームというのが減っていくだろうというふうに我々も考えていますし、これに依拠してやっていく、これを参考にしっかりやっていくということがまず大事であって、そういうものだという事の御説明。

あとは、今までの苦情についてですが、やはり風車からの離隔というか、民家との離隔が、ちょっと、鳥取県内の風車もそうなのですが、かなり、昔はこういうルールもないし、わかってなかったのが、例えばと近い。我々は今回500メートルという、ある一定の基準を設けていますけれども、本当に200メートルとか、そういう風車が多うございまして、やっぱりそういう場合に苦情があります。

あともう1個は、風車の音の問題はブレードの風切り音という、ヒュンヒュンという風切り音の話は今しているのですけれども、多くの苦情は、メンテナンスが不足しまして、ギアボックスからの異音であったりとか、機械音というほうの苦情も多いです。そこら辺は、過去の風車はそういうちゃんとしたメンテナンス体制を築いてないとか、ちょっとメーカーがもう潰れてしまっていて部品がないとか、そういうことが起因して苦情につながっているケースもよくありますので、我々としては、しっかりとしたそういう体制が組めるもの、我々自身もそういうメンテナンスの体制を築いて、安心して見ていただけるような風車にすることが大事かなと思っています。

あとはもう1個は、やはり何か誰が、もうけていると言いはちょっと汚いですが、地元、前回もちょっとお話ししたかもしれないですが、ヨーロッパにおいては、地元の人が風車が回っていないと怒ると。それはなぜかという、地元に戻れば回るほど還元する仕組みをつくっているから、逆に、回っていないと注意されるという風車ですが、日本においては、もう誰がやっているのかわからない、誰か知らない人がもうけているだけだというものに今までなっているケースも多くて、その関係で、よく風力の業

界で例に出るのは、そういう音も、自分の実になるものなのか、何かよく知りもしない人がただもうけるだけなのかというところで、その音の認識というのも大分変わってくると思っていますので、我々としては、ここでは申し上げてないのですが、地元還元というものをしっかりやっ払いこうと、そういう仕組みというものをしっかりつくっていかうと考えております。

OD委員

あともう1点だけいいですか。バットストライクがあるのかないのかわからないのですが、やっぱり海外ではコウモリって狂犬病の感染の原因であるとか、今だんだん、わからなかった新しく出てきた病気の一定の部分はコウモリを介して感染しているのではないかということ言われているようになったと思うのですね、ウイルスを介して。なので、もしこういうことが本当に起こるのだったら、死んでいるコウモリがいたら、子供とか特に遊ばないとか、そういうようなことがやっぱり啓発として疾病予防では必要なのかなと思いました。

○事業者 バットストライクで死んだということですか。

OD委員

そうそう。コウモリを構っちゃうと、やっぱりコウモリって特にかまれたりすると感染源にどうやらなるらしいので、コウモリって結構以外と人間にとってはウイルスをいろいろ持っている危ないものではないかと言われ始めているので、もしそれが真実だとすると、死んでいるコウモリを構わないように、子供ってすぐやっぱり構っちゃいそうではないですか。どの辺に落ちるかわからないですが、私もバットストライクでコウモリが、必要かと。

○事業者

そうですね、バットストライクもバードストライクもですが、これらについてはしっかり調査をして、どれぐらい起こり得るかということは可能性としては評価していきたいと思うのですが、結構死骸というのは一瞬でなくなってしまうもので、近隣のそれこそ生態系の中でなくなってしまうということと、風車自体は近隣にちょっと寄れる

ようにするかどうかというのはこれからなのですが、なかなか行きにくいところがあるので、子供たちが安易に来るようなところではないと思うのですけれども、そもそもバットストライクがいっぱい起こるような風車にはしたくないと思っているのですけれども、もしそういうケースがあれば、先生のおっしゃられるような啓発というのもやっていきたいなと思いますが、恐らくバットストライクはそこまでないというふうに、このように、この一般意見ですけれども、これは全国全ての事業者にも全部送ってらっしゃる方がやってらっしゃいますので、ちゃんと調査をして調べますが、しっかり対応していきたいなと思います。

○E委員

2点ほどあるのですけれども、1つ目は、先ほどの質問とほぼかぶっているような感じで、御回答のほうで、施設稼働後にメンテナンスきちっとしていきますというお話だったので、当然周辺住民とのコミュニケーションも施設稼働後にとっていくつもりなのですよという、これ1つ目の質問です。

もう一つが、きょうの資料2の23番の、これちょっとなかなか、おっと思った質問だったのですが、風車ができると空気の流れが変化して乾燥するかもしれないよという。回答のほうでは確認できなかったという御回答だったのですが、どれぐらい調べられたのかなど。もしかしたらこれは今まであらわれてないような問題点として出ているのかなというのもありましたので、ちょっとどれぐらい調べられたのかなというのを教えていただければと。

○事業者

まず1点目なのですけれども、地域住民との、運開後、風車が稼働して後の関係性なのですが、我々、先ほど言ったように、地元還元とかを基金をつくって、それに基づいて、毎年毎年、毎年なのか数年に1度なのかかわからないですが、地元と協議しながら、どういうふうな還元していきましようかというのをやりたいなと思っています。ちょっとまだそこはこの地域においては確定ではないのですけれども、そういう中でやったりとか、地元の集落に対してとか、土地改良区さんであったりとかというのは、もうずっと20年間お付き合いするので、しっかりそういうお付き合いというのはやっていますし、我々の既存

の今、太陽光発電所もかなり稼働していますけれども、そのエリアにおいても地元住民の方であったり行政区の方との関係性というのは継続していますので、つくったらおしまいという形ではないです。前回、会社案内でも言わせてもらいましたけれども、20年間稼働するもので、20年間しっかり我々はやっていくというつもりですので、よくいる、つくって売っぱらってイグジットして終わりという会社でないで、そこは御安心いただきたいなというところでございます。

2番目の、この土地の乾燥の問題ですけれども、一応、我々、風力の業界団体に加盟しておりまして、そこにおける話の中で、今までこの例が出てきたことがないということで、今の段階ではそういう状態でございます。逆に、話を聞くことがあるという御見解ですので、どこでお話を聞かれたのかとか、誰が言っていたとかというのを逆にお聞かせ願いたいなと思います。今のところ、基本的には風は乱れはするのですが、別に乾燥させたりはするわけではないですし、風が増幅されるわけでもないで、風は普通に流れてきて、それを受けて、若干風は乱れますが、その結果、別に風が大気を変えるというものではないので、風の流れは若干変わるのとは変わりますが、乾燥するというのは、ちょっと我々としては余り想定できないなと思っておりますが、そういう話があるということですので、もう少し入念に調べてみたいなとは思っています。

○E委員

ありがとうございました。

私もよくわかっているわけではないですが、多分風車に風が当たって、その乱れた気流が多分地表付近におりてくれば、それで、顕熱の、風の影響で熱が奪われてという感じで乾燥することも、確かに考えればあり得る話だなと思っただけだったので、もし可能であれば、これ、今まで出てきていない問題かもしれないので、調べられる範囲で調べてみてはどうかと思っただけです。

○事業者

そうですね、風車の乱れ、風車の運開後の風の乱れについては、今、過去と違って、非常に時間の概念も加えたシミュレーション、これ九大の内田先生という先生がつくられているのですが、ありますので、そういう風の流れのシミュレーションも加味した上で、どのような風の流れができるのかというのはお示しできると思うので、そこも含めてちょっ

と検討してまいりたいなと思います。

OB委員

23番、私がこれ、人から聞いた話で、先ほど先生がおっしゃったような状況で乾燥が実際に起こったという話を聞いたのですが、うちの島根大学の地球、何かすごい名前の学科で忘れたのですが、総合理工の地球環境だか何たらの石賀先生という先生が何かかなり風車のことを調べておられまして、その方がそういうふうにおっしゃっていたので、もしあれなら。

○事業者

後ほど正式に後で教えてもらえれば、その方にヒアリング等もしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○佐野会長

ほかにありますでしょうか。

お願いします。

OF委員

先ほどの乾燥の話が出ていたので、専門家の立場からコメントいたしますと、恐らくこれ、風車というのは、よく皆さん知られていると思いますが、茶畑に霜がおりないように扇風機をつけているのですが、多分それと同じ原理で、乾燥はしないのですけれども、朝の最低気温は多分1度ぐらい上がると思います。なので、ちょっと霜がおりにくくなったりとすとか、あと、気温が1度ぐらい上がることによって、相対湿度がちょっと下がるので、見かけ上乾燥しているのではないかという多分言い方をされるのではないかと思うのですが、多分空気中に溶けている水蒸気の量は変わりません。多分そういう感じではないかなと思います。ただ、霜のおりる回数が減っても、そこは多分どうなのですかね、生態系に問題があるかということ、農業からいうと逆にいいことといますか、ではないかなとは思っているのですが。要は、夜間冷えて冷気がたまるはずなのに、もし風車が回っていると、それが上空に拡散されて冷気がたまらなくなるとは思います。

○佐野会長

ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

○OC委員

先ほどバットストライクとかバードストライクとかという話があったのですが、バットで少し思い出したのは、近くに海食崖というか、崖が、海の侵食によってできた崖とかがあると、やっぱりその地域に海食洞があったりとか、ほこらがあったりとか、洞窟があったりするとは思いますが、もしかしたらほかの地域ではバットストライクが少なかったとしても、ここでないかどうかというのはやっぱり別だとは思いますが、一応それはやっぱり調査はされたほうがいいかなというのを思いました。

○事業者

ありがとうございます。

先ほどのこちらからの御説明と重複しますが、まず専門家の方、鳥大……。 （「鳥取環境大学」と呼ぶ者あり）鳥取環境大学にコウモリの専門の先生がいらっしゃるみたいなので、まず、その先生にヒアリングをさせていただきたいなと思っています。その結果も踏まえて、高高度で調査をするのが一般的で、今、現状、風況ポールが立っていますので、それを利用した調査をやっていこうかなと、実際に飛んでいるかどうかの調査ですね、そちらのほうもやっていきたいなと思っていますので、しっかり調査をしたいなと思っています。

○OC委員

本学の小林先生だと思いますが、多分喜んで崖のところに調査されに行かれると思いますので、ぜひ声かけていただけると。

あとは住民の、始まった後ですね、事業が始まった後にどれぐらいのバードストライクがあるかとかというモニタリングも長期間かけてやられたらいいのではないかなと思いますので、またそのあたりもぜひ、方法書とかに。

○事業者

バードストライクについては、おっしゃられるとおりで、多くの風力発電所において、データがうまくとれてないということもあります。やはり先ほど言ったように、もう死体がすぐなくなっちゃうとか、監視してないとかいろいろあるので、今、ちょっと我々としては、東京大学の飯田先生という、風力業界において有名な先生いらっしゃるのですが、その先生とかといろいろ相談をしながら、どういうふうに監視をして、どのように把握していくのか、どのように保全していくのかということも含めて、しっかり考えていきたいなど。風力業界にとっても、これをしっかりすることが非常に重要だと我々は感じていますので、おっしゃられるとおり、しっかりいい方法でデータをとって行って、それもしっかり開示をしていきたいなというふうに事業者としては思っております。

○佐野会長 ほかにありますでしょうか。

○A委員 よろしいでしょうか。

○佐野会長 はい。

○A委員

全体的なこととしてとなると思うのですがけれども、24番、それから26番で出ている、こういうものがあるときには、できれば避けられたいといったような意見が出ています。風力発電というのは生活するのに必ず必要なものではないということを考えると、無理やりつくるものではないという考え方を基本持っていただきたいなと思います。重要で、代替地がない場合は、そこに環境に最大限配慮してつくるという言い方をしておられるのですが、そこまでしてつくらなければいけないものかどうかというのはやっぱり考える必要があると思いますので、無理やりつくるものであってほしくはないと思います。そういう意味でも、住民の方の意見はしっかり聞いていただきたいし、その環境を変化させてまでもつくっていかなくちゃいけないものかというのをやっぱり基本に据えていただいて考えていただきたい。

それから、もう一つは、やはりつくって、先ほど20年と言われました、運用が終わった後どうなのかということも含めて、運用期間、運用した後、そこも含めて環境への影響、

そして、そこを改変する意味というのでしょうか、そこまでしてしなければならない意味というのは、やっぱりしっかり住民も交えて、私たちはなぜここにこれをつくらなきゃいけないかというのをきちんと合意をいただいてからの事業にさせていただきたいと思います。

○事業者

ありがとうございます。

これだけはちょっと申し上げておきたいのですけれども、やっぱり再生可能エネルギーをふやしていくこと、僕らはすごく大事なことだと思いますし、絶対必要ではないものだとは全然思っていない。そこは御理解をいただきたいなど。やはり発電所をつくるからには、環境影響というのは絶対あるものだと思います。それをなくせと言われれば、つくるなどということだけだと思います。なので、このような形でちゃんとアセスメントをやって、地元説明をやって、それを御理解いただいてするのが大事だと思いますので、環境影響をゼロにしろというのは基本的にはない。それだったらやめろというようでは、僕らとしては存在意義もないので、これは私たちの考えですけれども、やはり再生可能エネルギーをふやしていく、CO₂削減とか、世界的な環境配慮という観点からも、それが、では、要らないものだと。個別の、やはり地元が大事ですので、地元にはしっかり説明をしますが、再生可能エネルギーというのは必ず必要なものだと我々は考えています。なので、要らないものと言われると、ちょっと我々も存在意義がなくなりますが、そこはしっかり御説明を地元に対してもしたいなと思っていますし、環境に影響がないといううそはつきたくないで、環境影響は絶対存在します。それをできるだけ低減したりとか、御理解をいただくということが、この手続であったりとか、我々事業者の役割だと思っていますので、そのような形にしたいなど。

最後、撤去のことですけれども、当然、事業の中で、もう撤去費用は積み立ててまいります。撤去をするときに、お金がないから撤去できませんとか、1990年代にできた自治体の風車はそういう事象が結構多いというふうに聞いていますが、そもそもその撤去のためのお金を捻出できないとか、そういうケースもあるので、今は我々としては撤去費用も含めて、ファイナンスを組んで、そういう資金計画をつくるときに撤去の積立金というのをつくっておきます。それに基づいて、しかるべきときに撤去をできるようにはしておきますが、基本的には、いい場所であれば、また新たな機種、それはまた同じような環境影響評価を踏まえてやっていくんだと思いますけれども、本当、適地においては、そうい

うふうに、20年後、30年後になるのかわかりませんが、続けて発電所ができるようにしていきたいなとは思いますが、先ほど申し上げましたとおり、つくって、ぽいと誰かに売って終わりということは、我々としては基本的にはないので、そこは御安心いただけたらなと思います。

○事業者

済みません、ちょっと私的に物を言いたいのですけれども、私自身、西淀川の大気汚染の訴訟をやっているとことつき合いがあるのですが、先ほどのこの風力発電の事業性が不必要というのは、その方たちからすると、はっきり言って物すごく怒られる話です。そういう、火力発電とかそういったものを、私らの近くでもう実際に抱えております。そういう大気汚染とか、はっきり言って、物すごい今まで被害を受けてきたところからすると、はっきり言って、リスクの分散だと思うのですよ。

○A委員

ちょっと誤解されてしまったのですが、私も実は自然エネルギー推進派なのです。ただ、それが風力発電でなければならないのかと、そういった意味で申し上げました。その場所にその風力発電をつくらなければ、ほかに代替物ないのかという意味での発言ですので、これは御理解いただきたいと思います。

○事業者

そういう意味では、我々も全国でやっている中で、風力発電って、思ったより適地がないのですね。太陽光に比べますと、本当にできるところというのは、かなり限定されています。今のこの既存のルール、固定価格買い取り制度であったりとか、連携も含めた既存のルールの中で、この風力発電所ができるところというのは、我々全国走り回っていますが、太陽光発電に比べると全然ないです。エネルギーの分散という観点からいけば、風力発電所は、太陽光だけだと日中しか発電しませんので、夜間も発電する風力発電、また水力発電、バイオマス、そういうのが適切につくられていくことが再生可能エネルギーを広げていく非常に重要なことだと思いますので、我々としてはここでつくる意味はあると考えていますし、それを説明していきたいと思っています。

○佐野会長

県の資料によると、県内の発電エネルギーのもとというのは32%なのですね。県外からの発電によるものが68%、要するにまだまだ地産地消にはなっていないわけで、そういう意味では自然エネルギーというのは大事だと思うのですが、先ほど出た御意見を参考にされて、極力影響がないものにするのか、あるいは絶対子供たちの影響みたいになくしたほうがいいのか、そこら辺を判断のしっかり説明できるようにしておいてください。

ほかにありますでしょうか。

○F委員

ちょっと確認ですが、完成時のちょっとイメージができないのですが、例えば発電所をつけて、地面ですね、そこは芝生で覆って、例えば鳥取市内にある放牧場の発電所とかは、もうどちらかという公園に近いような、ベンチを置いてあるような、そういう地域の皆さんにむしろ来ていただけるような施設にするのか、もしくは、もうフェンスを張って立入禁止というふうにするのか、それでちょっと地元の理解が変わってくるのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○事業者

これはまだ地元と話してないので、ちょっと決まってないというのはあるのですが、風力発電所の場合は、フェンスで囲って立入禁止にするってことは、我々としてはしないつもりでございます。公園整備とか、そういう整備をするかどうかというのは、今後、地元との話の中でそのような要望があれば検討していきたいのですが、ちょっとそこは地元とお話をしながら決めていきたいなと思います。そういう事例も確かにあります。

○F委員

何か個人的には、公園の中にあると印象がよくて、私も何回か行ったことが家族であるのですが、その辺ちょっと御検討いただければと思います。

○事業者

そうですね、マックスで15基です、15全部を公園化するというのはかなりちょっと厳しいと思うのですが、数カ所、見に来れたりとか、案内板を置いた、そういう再

生可能エネルギーの啓発をすとか、地元の、例えば教育機関とお話をして、見学に来てもらえるような場所をつくるとか、そういうのはぜひやっていきたいなと思っています。

○F委員 わかりました。ありがとうございます。

○佐野会長

まだ御意見もいろいろあると思いますが、時間も限られていますので、あとは事務局のほうにメール等でお知らせいただきたいと思います。

先ほど事業者のほうから、方法書のほうでとか準備書のほうでという言葉が大分ありましたけれども、それを待たずに、回答できるものはどんどん回答して、あるいは住民の意見をどんどん回収してってもらいたいと思います。こういう配慮書から始まる審査というのは珍しいものだと、初めてですか、ということだそうですので、十分に議論して進めていきたいと思っています。

では、次の議題に入らなければいけないのですが、ここで事業者の方々には退席をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

事業者退席後、事務局から資料3により知事意見の構成案を提案し、委員による質疑を行った。以下質疑。

○佐野会長

ありがとうございます。

時間もありませんので、特に項目をつけ加えたほうがいいのか、そういう点がありましたら、御意見をいただきたいと思います。これは要らないとか、そういうのはないですか。よろしいでしょうか。

一つ、僕、質問ですけれども、山陰ジオパークのことですが、この範囲には入っているらしいのですが、山陰海岸国立公園の範囲の外ではあるのですか。

○事務局 一応、国立公園からは外れているというふうに認識しています。

○佐野会長 そういう意味では、法的な規制というのはいかかってないところなのですか。

○事務局

ジオパークというのは、別にジオパーク法とか、そういう法律があるわけでもなくて、ジオパークだからこれをやってはいけないとか、そういう規制はないです。

○佐野会長

ないですか。わかりました。

文化財課に聞きたいのですけれども、周知の埋蔵文化財包蔵地というのがあるそうなのですか、これはこの範囲内に入っているってことですか。

○事務局

これまで現在の地表面を観察することで、古墳であるとか、あるいは平たん面がありますと、中世の山城とかが想定されますので、そういうものが既にこの予定地内で幾つも確認できます。また、それは今の地表面を観察した状況での想定ですので、さらに鳥取市教育委員会のほうで、また試掘調査など、試し掘りなど入れてもらって、未知の埋蔵文化財がないかどうかということも確認してもらう必要はあると考えております。

○佐野会長

わかりました。十分調査してほしいと思います。

まだ御意見あると思いますが、ちょっと時間になってきたので、あとメールでいいですか、あとは。では、メールで事務局のほうにお知らせいただければと思います。

ほかに特に御意見、御質問ありますでしょうか。よろしいですか。

では、ここで質疑を打ち切りたいと思います。

今後のことですが、本日まで出ました御意見を踏まえて、審査会として、意見の案を事務局に整理していただきたいと思っています。次回、7月21日ですね。開催予定の審査会において、事務局において整理していただいた資料をベースに、知事意見の形成に対する審査会としての意見を取りまとめたいと思っています。もし御意見がありましたら、7月7日金曜日までに事務局まで御提案ください。本日欠席の委員の方々に対しましても、意見を聴取する予定でございます。

以上、よろしいでしょうか。ありがとうございます。